

○稚内市大沼球場貸出備品管理運営規程

平成 27 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、大沼球場を活発化し、軟式野球団体等の健全な発展を図ることを目的とし、貸出備品の効率的な管理運営を図ることを目的とする。

(備品の管理)

第 2 条 貸出備品(以下「備品」という。)は、善良な管理のもとに使用しなければならない。

2 備品の管理は、場長及び球場管理職員(以下「備品管理者」という。)が行うものとする。

3 備品管理者は、備品の状態を常に把握し、効率的な使用を図るとともに事故防止に努めなければならない。

(備品の使用)

第 3 条 備品の使用は、正規の手続を経て備品管理者の許可を得たものに限る。ただし、備品管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用手続)

第 4 条 備品を使用しようとするものは、備品使用許可申請書(別記様式)を使用開始日の 3 日前までに提出し、備品管理者の許可を受けなければならない。ただし、緊急のときは、この限りでない。

2 備品管理者は、前項の申請書を受理したときは、内容を検討し、使用の可否について申請者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、使用許可を受けたものが使用内容を変更しようとするときは、直ちに備品管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用制限)

第 5 条 備品管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品を使用させないことができる。ただし、備品管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 営利を目的とした団体、企業及び個人

(2) 備品の使用日数が継続して 10 日以上にわたるとき。

(3) その他備品管理上不適当であると認められたとき。

(指示事項)

第 6 条 使用者は、備品管理者の指示に従い、健全な使用をしなければならない。

(賠償)

第 7 条 使用者が備品等を破損し、又は滅失したときは、備品管理者の指示する方法で損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、備品の管理運営に関し必要な事項は、場長が別に定めるものとする。